

奈良県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 赤目掛線
- 三 道路の区域

路線番号		7 8 4		区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
		宇陀郡曾爾村大字 今井一〇〇七番一 先から		宇陀郡曾爾村大字 今井一〇三七番先 まで	前			
後		前						
B		B		A				
一五・六 三二・四		一五・六 三二・四		七・三 四・四				
三六・六		三六・六		四四・二				